

巻末資料 2

研修用コンテンツ

食品企業のための 持続可能性に配慮した原材料調達に関する入門書



令和7年（2025年）3月
農林水産省
大臣官房新事業・食品産業部

MAFF
Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries
農林水産省

コンテンツ作成の背景と目的

- 食品企業の皆さまが持続可能性に配慮した原材料調達の取組を進めていただくための参考になるよう、その基礎を学べるコンテンツを作成しました。
- 意思決定層や社員向けの説明資料としても活用いただけます。
- このコンテンツでは特に以下の3つを中心に持続可能性に配慮した原材料調達の基礎的な理解を深めることができます。



I. 持続可能性に配慮した原材料調達の基礎



II. 持続可能性に配慮した原材料調達に関する国内外の動向 (企業の社会的責任や開示の要請の高まり)



III. 持続可能性に配慮した原材料調達の進め方 (対外的に示すコミットメント(約束)の重要性)

目次

I. 基礎情報

1. 持続可能性に配慮した原材料調達とは何か？ 5 ~ 6
2. 持続可能性に配慮した原材料調達をすることのメリット・しないリスク 7

II. 国内外の動向

1. 持続可能性に関する法規制・規範の発展 9
2. 持続可能性に関する情報開示の動向 10 ~ 11
3. 持続可能性を重要視する日本企業の増加 12
4. 食品企業等が糾弾や提訴等をされる想定事例 13

III. 取組の進め方

- 持続可能性に配慮した原材料調達の進め方 15
- ① コミットメント（約束）の表明 16 ~ 18
- ② 自社のビジネスが関与する影響の特定・評価 19
- ③ 持続可能性に配慮した第三者認証の活用 20 ~ 24
- Appendix I. 国内の食品企業の取組事例 26 ~ 33
- Appendix II. 参考資料 35 ~ 40

※報告書の一部として掲載しているため、ページ番号は目次と一致していない。

I . 基礎情報

1. 持続可能性に配慮した原材料調達とは何か？

食品製造のサプライチェーンの各段階では持続可能性にかかわる様々なリスクや社会課題があります。

このうち、上流側で発生するものも多くあるため、調達先の状況を把握することが重要です。

- 持続可能性に関する課題を下記に挙げました。企業も社会の一員として下記の諸課題の解決や未然防止に調達面から取り組むことが社会から求められています。

食品製造のサプライチェーンに存在する主な持続可能性に関するリスクや社会課題の例



人権

強制労働、児童労働、差別、外国人労働者の権利の侵害、結社の自由・団体交渉権の侵害、労働安全衛生、過剰・不当な労働時間、公正な賃金の支払い、暴力とハラスメント、先住民・地域住民の権利の侵害、消費者の安全と知る権利

環境

気候変動、環境・生物多様性の保全、水・土地資源、森林伐採、水産資源管理、食品ロス・食品廃棄物

公正な ビジネス

反汚職、公正な競争、優越的地位の濫用の禁止、不適切な利益の供与及び受領の禁止

その他

アニマルウェルフェア

(出所) 農林水産省「食品企業のためのサステナブル経営に関するガイダンスー目標設定・情報開示のための手引き」；－（一社）グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン サプライチェーン分科会「CSR調達入門書ーサプライチェーンへのCSR浸透ー」（第2版）2018年等を参照。

1. 持続可能性に配慮した原材料調達とは何か？

「持続可能性に配慮した原材料調達」では、従来の観点に加えて、環境や人権など持続可能性の観点にも配慮して原材料を調達することが求められます

- 「持続可能性に配慮した原材料調達」とは、企業が自社製品の生産に際して、環境や社会に好ましい影響を与えたり、環境や社会への負の影響を最小化したりすることに配慮して原材料を調達することを言います。
- サプライチェーンのグローバル化や企業の経済的・社会的影響力が大きくなったことに伴い、原材料の生産地（新興国や途上国）における強制労働や児童労働といった人権侵害や、不法な森林伐採といった環境破壊問題などが世界的に注目されるようになってきました。
- これまで原材料調達で優先されていたのは、品質や価格、納期、強靱性（災害時での供給途絶に対する予防・復旧等）などでした。しかし、こうした人権や環境に関連する問題の発生とそこへの企業のビジネス活動の影響が注目されることで、企業の社会的な責任を問う声が高まっています。
- 企業が社会的責任を果たすための取組の一つが、持続可能性に配慮した原材料調達です。

従来の原材料調達での視点



+

持続可能性の視点



=

持続可能性
に配慮した
原材料調達

2. 持続可能性に配慮した原材料調達をすることのメリット・しないリスク

持続可能性に配慮した原材料調達に積極的に取り組めば、社会への貢献に加えて企業経営へのメリットが生まれる一方、放置すれば企業経営のリスクとなります



取り組んだ場合の
メリット

社会への貢献

持続可能な経済・社会の実現への寄与

事業への貢献

社会からの信用の維持・獲得、ブランドイメージの向上による売上増加、消費者のエシカル志向拡大による売上増加

財務上のメリット

投資先としての評価向上、取引先との関係性の向上、新規取引先の開拓

優秀な人材の獲得

優秀な人材の獲得・定着



持続可能性への配慮は経営上のメリットやリスクの有無にかかわらず企業が果たすべき社会的責任ではありますが、こうしたビジネスへのプラスやマイナスの影響も存在します



取り組まない場合に
発生しうるリスク

法務リスク

訴訟や行政罰 罰金 賠償金

オペレーショナルリスク

ストライキや人材流出

事業へのリスク

不買運動やSNSでの炎上による売上低下、平均気温上昇による農畜産物の生産性低下による原料調達のコストアップ

財務リスク

株価下落や投資の引き揚げ（ダイベストメント）

Ⅱ．国内外の動向

1. 持続可能性に関する法規制・規範の発展

グローバル化の進展に伴い、企業活動が人権や環境など持続可能性に及ぼす負の影響について、企業の責任に関する国際的な議論が活発化しています

年	動向
2000	■ 「グローバル・コンパクト」 (国連)
2011	■ 「ビジネスと人権に関する指導原則」 採択 (国連)
2012	■ 「カリフォルニア・サプライチェーン透明法」
2015	■ 「持続可能な開発目標 (SDGs)」 ■ 「現代奴隷法」 (英国)
2017	■ 「注意義務法」 (フランス)
2018	■ 「現代奴隷法」 (豪州)
2019	■ 「児童労働デュー・ディリジェンス法」 (オランダ)
2020	■ 「ビジネスと人権」に関する行動計画 (NAP) 策定 (日本) ■ 「欧州グリーン・ディール」 (EU)
2021	■ 「ウイグル強制労働防止法」 (米国) ■ 「サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法」 (ドイツ)
2022	■ 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」 (日本) ■ 「企業持続可能性報告指令」 (EU)
2023	■ 「欧州森林破壊防止規則」 (EU)
2024	■ 「コーポレート・サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令 (CSDDD)」 (EU) ■ 「強制労働製品の域内流通と域外輸出を禁止する規則案」 (EU)



近年では、欧州を中心に環境や人権のデュー・ディリジェンスを義務化する法律がつくられています

2. 持続可能性に関する情報開示の動向

環境・社会の持続可能性に関する企業の取組について、情報を開示する基準の開発や法律の制定が国内外で進んでいます

- 環境・社会の持続可能性に関する企業の取組について、取引先、消費者、投資家・金融機関、政府等の関心が高まっています。例えば投資家・金融機関では、**持続可能性に関する情報が重要な投資判断材料の一つ**となっています。企業には、**従来の財務情報に加えて持続可能性に関する情報開示が求められる**ようになっています。
- こうした中で、持続可能性に関して企業が開示すべき情報を定める基準の開発が行われてきました。2023年6月には、ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）が国際的に統一された開示基準を公表しました。
- 持続可能性に関する情報開示を義務付ける法律の制定も国内外で進んでいます。日本でも、2021年よりコーポレートガバナンス・コードにおいて開示が求められるようになり、また、2023年3月期からは、**有価証券報告書における開示が義務化**されました。

持続可能性に関する情報開示の基準（例）

TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の提言	2017年6月、気候変動に関する企業の取組について、自主的な開示が推奨される項目を提示
TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の提言	2023年9月、自然資本・生物多様性に関する企業の取組について、自主的な開示が推奨される項目を提示
ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）の開示基準	2023年6月、持続可能性全般、及び気候変動に関する企業の取組について、開示すべき項目を提示

持続可能性に関する情報開示の規制（例）

日本	2023年3月期より、有価証券報告書で持続可能性に関する考え方や取組の情報を開示することが義務化。また、ISSB基準に準拠した国内基準を導入し、2027年3月期より、時価総額上位の企業から段階的に適用していくことが予定されている。
欧州（EU）	2022年12月、一定規模以上のEU域内・域外企業に持続可能性に関する考え方や取組の情報開示を義務付ける「企業持続可能性報告指令」（CSRD）が成立。2024会計年度より、大規模企業から段階的に適用を開始している。

2. 持続可能性に関する情報開示の動向

持続可能性に関する情報を開示する上では、原材料調達を含むサプライチェーン（バリューチェーン）についても対象とすることが重要です

- 持続可能性に関する情報開示は、自社の事業所や工場、店舗等の範囲に留まらず、**原材料調達を含むバリューチェーン全体を対象とすることが重要**です。これは、**環境・社会の持続可能性に係る課題と企業経営との関わり**が、バリューチェーンの全体に広がっているためです。
- ISSBの基準も、例えば下記のような、バリューチェーンに関する情報を開示することを求めています。

ISSB基準が開示を求めるバリューチェーンに関する情報（例）

- ✓ 持続可能性に関するリスク及び機会が、企業のビジネスモデル及びバリューチェーンに対して、現在及び将来的にどのような影響を与えるか
- ✓ 企業のビジネスモデル及びバリューチェーンのどの部分に、持続可能性に関するリスク及び機会が集中しているか（地域、施設、資産の種類など）
- ✓ それらの持続可能性に関するリスク及び機会について、どのように対応してきたか、またどのように対応する計画か
- ✓ それらの持続可能性に関するリスク又は機会について、測定・モニタリングするための指標
- ✓ それらの持続可能性に関するリスク又は機会に関連する企業の実績（該当する場合は目標値とその進捗）

（出所）IFRS財団「IFRS S1号 サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（2023年6月）をもとに作成。

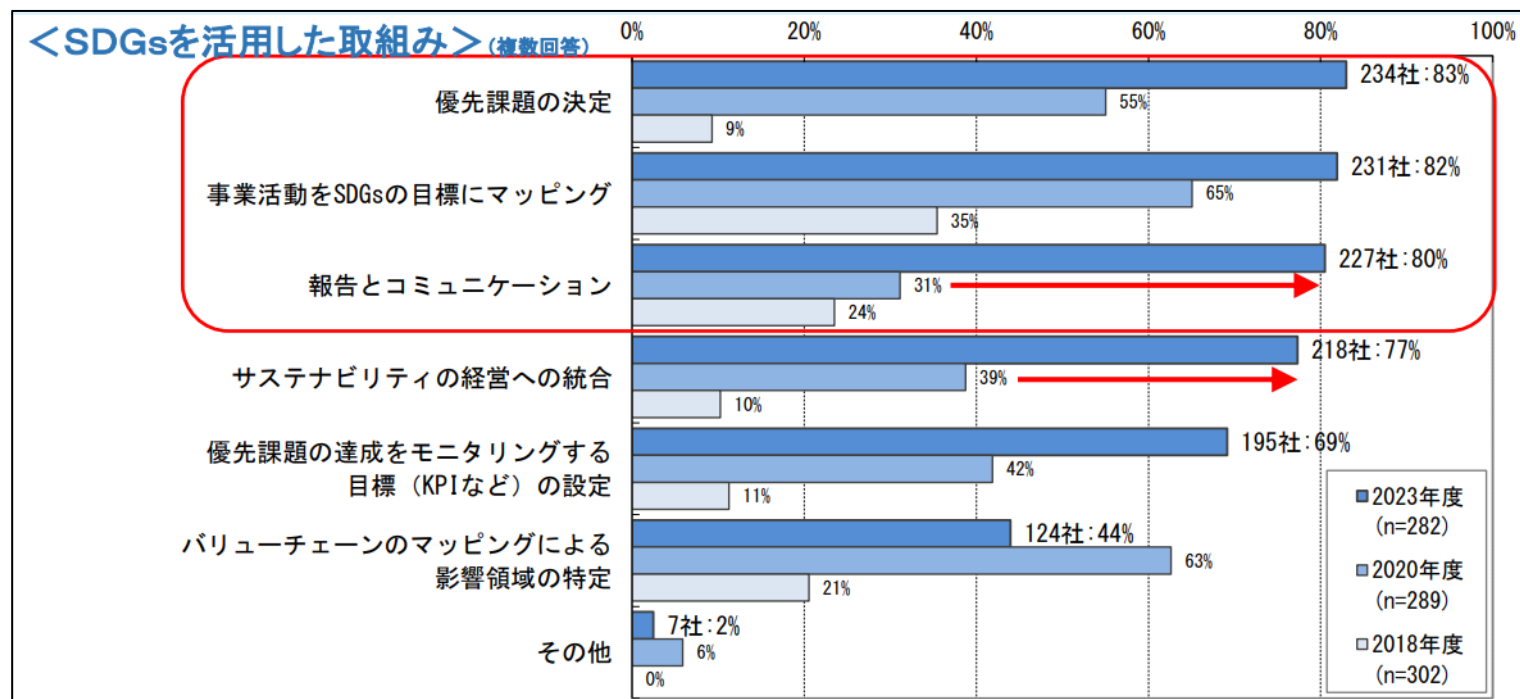
3. 持続可能性を重要視する日本企業の増加

近年、環境や人権など持続可能性を経営に統合する日本企業が増えています

- （一社）日本経済団体連合会（経団連）の調査では、「持続可能な開発目標（SDGs）」を活用した取組を進める日本企業が増えていることが明らかにされています。様々な取組が複合的に進められた結果として、持続可能性を経営に統合する企業がこの数年で大幅に増加しています。



持続可能性を
経営に統合する
日本企業が
増えています



（出所）経団連「第3回 企業行動憲章に関するアンケート結果」2024年1月、14頁から転載。

4. 食品企業等が糾弾や提訴等をされる想定事例

環境や人権などの持続可能性に配慮しない生産地から原材料を調達した食品企業が糾弾されることが国内においても増えていくと予想されています。

- 人権や環境に適切に配慮していなかったため企業が糾弾されたり訴訟提起されたりすることが発生しています。
- 食品の原材料となる農産物の生産現場でも様々な環境や人権をめぐる問題が発生しており、自社はもちろんのこと、サプライチェーン全体でこれらの問題が発生するリスクが高くないか確認し、もし問題が発生したら被害の救済・回復のために迅速に行動しましょう。

持続可能性に配慮した調達をしないことで起こりうる事態

- サプライヤーの製造工場で働く外国人労働者の労働環境が非常に劣悪（休日がない、賃金の未払い、長時間労働など）であることがテレビ番組で報道される。
 - 自社名は番組で報道されなかったが、そのサプライヤーと取引していることがネットで特定されてしまい炎上。
 - 当初、取引先の問題であり自社には関係がないと弁明したが、批判は収まらず、ニュースリリースで謝罪する事態に発展した。
 - 自社名を入れてインターネットで検索すると、現在でも「炎上」といった言葉がサジェストされ企業価値を損ねている。
-
- 中国の新疆ウイグル自治区から調達した原材料が強制労働や児童労働によって生産されている疑いが浮上。
 - 海外で自社製品の不買運動が起きるとともに、米国に輸出していた製品がウイグル強制労働防止法を根拠に米国税関・国境警備局（CBP）によって貨物が差し止められてしまった。

Ⅲ. 取組の進め方

持続可能性に配慮した原材料調達の進め方

一つ一つの手順にしっかり取り組んで、持続可能性に配慮した原材料調達を実施しましょう

- 持続可能性に配慮した原材料調達は以下のプロセスによって構成されます。本資料は「入門書」として、①、②、③（認証品の調達）について詳しく取り上げます。

持続可能性に配慮した原材料調達の実施プロセス

1	コミットメント（約束）の表明	■ 持続可能性に配慮した原材料調達をすることへの、経営層によるコミットメント（約束）をする。 例：調達方針の策定など
2	自社ビジネスがもたらす影響の特定・評価	■ 自社ビジネスがもたらす持続可能性への負の影響の特定・評価を行う。
3	原材料の管理・選定、サプライヤーとの協力	■ 持続可能性に配慮した原材料を調達する（例：認証品の調達）。 ■ サプライヤーや取引先に調達方針を説明したり、それに則ったビジネスの実施を求める。
4	実施状況のモニタリング	■ 持続可能性に配慮した原材料調達が実施できているかを確認する。 例：サプライヤーに自己評価アンケート（Self Assessment Questionnaire: SAQ）に回答してもらったり、監査を実施したりする。
5	実施状況の評価・改善	■ 持続可能性に配慮した原材料調達が効果的に実施できているか検証する。 ■ さらに有効な実施方法があるか評価・分析を行い、継続的な改善を進める。
6	取組の説明・開示	■ 自社ビジネスがもたらす負の影響にどのように対処したかを公表する。 例：IR情報や自社ウェブサイトでの公表、取引先企業に対する情報開示

より詳細な実施方法はOECD「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」も参照してください（リンクは「参考資料」に掲載しています）。

① コミットメント（約束）の表明

まずは、持続可能性に配慮した原材料を調達することのコミットメント（約束）を表明しましょう

- 持続可能性に配慮した原材料を調達することを決めたら、そのことを**コミットメント（約束）として表明**しましょう。
- コミットメントの方法として画一的に決められたものがあるわけではありませんが、コミットメントを方針として文書化して、対外的に方針を公表する食品企業が増えています。
- 文書化されたコミットメントは「**調達方針**」と呼ばれます。調達方針は、持続可能性に配慮した原材料調達に向けて真摯に取り組むことの表明です。
- コミットメントは企業の**経営層**によるものであることが非常に重要です。持続可能性に配慮した原材料調達を行うためにはサステナビリティ担当部門・担当者だけでなく、調達部門など他の部門の協力を得なければならないなど、部署や担当者横断的に取り組む必要があります。部署や担当者を横断した関与が必要なことから、**トップを含む企業の経営層が積極的・主体的に取り組むことが重要**です。

① コミットメント（約束）の表明

すでに持続可能性に配慮した原材料調達に向けた取組を進める意欲があるなら（すでに一定の取組を進めているなら）、その意欲を調達方針としてかたちにしてみましょう

- 調達方針を作成した段階では、必ずしも持続可能性に配慮した調達が完璧に実現できている必要はありません。むしろ、これからそれに向けて努力することの**コミットメント（約束）**なので、取組の途上であっても方針を公表することが、**自社が持続可能性を重視していることを対外的に示す上で重要なステップ**であるといえます。
- すでに調達方針を定めているが公表はしていない、当たり前のこととしてやっているけど方針としてルール化・明文化されていない、実は持続可能性に寄与する取組（例えば、後述の第三者認証を取得した原材料の調達）をしているということもあろうかと思います。
- ただ、公表されていないと、たとえ実施していたとしてもそのことが社会で認知されず、しばしば何も実施していない企業と認識されてしまい、自社がもっと社会的に評価されるチャンスがあるにもかかわらずその機会を逸することになってしまいかねません。**せっかく持続可能性に配慮した調達をしている・する意思があるのなら、そのことを方針として対外的に表明することは食品企業の皆さまの努力が社会的に認知される最初のステップ**といえるでしょう。



調達方針は定めているけど、
公表していない



すでにやっているけど、方針として
ルール化・文書化していない



実は持続可能性に寄与する取組を
している



ここまで持続可能性に配慮した
原材料調達を進める意識があったり、
取組を進められているなら、
調達方針を策定・公表
してみませんか？

① コミットメント（約束）の表明

調達方針は自社が取り組むべき課題を反映させた独自ものを作成し、作成後はその実現に向けて取り組を進めることも大切です

- 持続可能性に配慮した原材料調達への自社のコミットメント（約束）を調達方針としてどう落とし込むか、最初はイメージがわからないことがあるかもしれません。
- 最近では調達方針を作成・公表されている食品企業が増えてきました。ですので、作成に向けたイメージをつかむために他社の調達方針を参考にするのも一案でしょう。（「調達ポリシー」等の名称で公表している企業もあります）
- ただし、調達方針はあくまで自社の社会に対するコミットメント（約束）です。したがって、他社の調達方針はあくまで参考であり、形式的に方針をつくればいいというものではありません。
- 自社の企業理念や自社が取り組む重要課題を基礎にした調達方針をつくりましょう。
- 調達方針は作成・公表して終わりではなく、**社内全体に周知・定着させ、サプライヤーなど取引先にも調達方針を共有**して、持続可能性に配慮した原材料調達の実現に協力してもらうことが必要です。

持続可能性に配慮した調達方針に盛り込まれる事項の例

- | | |
|---------------------|------------------|
| ■ 法令遵守と国際規範の尊重 | ■ 地球環境や生物多様性への配慮 |
| ■ 人権尊重と労働安全衛生の確保 | ■ 公正・公平な取引 |
| ■ 製品・サービスの品質・安全性の確保 | ■ 地域との共生や社会への貢献 |

26頁に調達方針の例として味の素株式会社の
「調達に関するグループポリシー」を掲載しています

② 自社のビジネスが関与する影響の特定・評価

持続可能性に配慮した原材料調達の第一歩は、自社が関与している（関与しうる）持続可能性への負の影響の特定・評価です。

- 持続可能性に配慮した原材料調達の第一歩は、自社で製造している食品やその材料に使われている原材料を知ることです。
- 次に、その原材料について持続可能性に関連する問題が国内外で発生していないか、調べてみましょう。その際、自社の直接のサプライヤーだけでなく、サプライチェーンの上流まで遡って調べてみましょう。

主なリスク要因



製品・サービスのリスク

自社の製品・サービスで使用する原材料や開発・製造工程に関連するリスク

例：原料調達先等での児童労働、強制労働（人身取引による労働、長時間労働、低賃金労働）、環境破壊



地域のリスク

リスクを高めるおそれがある特定の国や地域の状況

例：賄賂・腐敗、紛争、単一栽培、商業的・大規模漁業による乱獲、水や土地資源の乱用、排水・廃棄物による地域社会・伝統的生計・自然環境への悪影響、先住民の強制移住



企業固有のリスク

自社やサプライヤーに特有のリスク

例：原材料調達先の企業ガバナンスが脆弱、過去に人権や環境問題を起こしている

情報収集の例

- **公開情報**（国際機関やNGOのレポート等）
- **社内資料に基づく確認・調査**（苦情処理メカニズムで寄せられた情報や過去の情報・社内記録の調査）
- **企業（経営者・管理責任者）に対する質問票調査**（サプライヤー等への質問票の送付・回答の分析）
- **現地調査・訪問**（現地労働者の労働環境の確認）
- **ステークホルダーとの対話**（業界や原材料調達国・地域の事情に精通したステークホルダーへの対話・ヒアリング）

③ 持続可能性に配慮した第三者認証の活用

持続可能性に配慮した第三者認証を取得した原材料を調達することで、各社がサプライチェーンの上流まで遡って確認する負担を軽減することができます

- 持続可能性に配慮して生産されていることを確認したことを証明する**第三者認証**があります。環境や人権、労働安全などの各分野について認証取得要件が設けられていて、要件を満たした農場や製品などに認証が与えられます。
- 現時点ではすべての原材料について対応する認証があるわけではなく、認証を取得した原材料の流通量が十分にあるわけでもなく、また認証品のほうが価格が高いこともあるので、万能の対策というわけではないですが、特に**輸入原材料**は原材料の生産地までトレーサビリティを確保するのは非常に大変です。
- そのため、持続可能性に配慮した方法で生産されたことが担保された認証取得原材料を積極的に調達することで、自社が調達する原材料の持続可能性が担保できます。
- また、欧州など海外のルールで持続可能性への対応が求められる場合においても、こうした第三者認証を活用して自社の取組を証明することが可能なケースがあります。
- 次頁以降で代表的な第三者認証を紹介しています。また、原材料生産者が第三者認証を取得することを支援する食品企業も現れています（企業事例で紹介しています）。

③ 持続可能性に配慮した第三者認証の活用

制度	レインフォレスト・アライアンス認証 	国際フェアトレード認証 	ココアホライズン認証 
運営団体	レインフォレスト・アライアンス Rainforest Alliance	国際フェアトレードラベル機構 Fairtrade International (日本でのライセンス・認証機関：特定非営利活動フェアトレード・ラベル・ジャパン)	ココアホライズン財団 Cocoa Horizons Foundation
対象品目	コーヒー、カカオ、茶類（紅茶・緑茶等）、果物（バナナ等）、ハーブとスパイス類（レイボス等）、花卉など	コーヒー、茶、カカオ、ハーブ・スパイス、果物、ワイン、サトウキビ、蜂蜜、ナッツ、コットン、スポーツボールなど	カカオ豆、生産者
概要	4つの主要な課題として、森林と生物多様性、気候、人権尊重、農村地域の発展を掲げ、生産者は持続可能な農業基準に照らして第三者認証機関から審査を受け、原材料の調達や加工製造を行う企業ではサプライチェーン要件に基づき責任ある商慣行を実践し、持続可能性の促進を支援	開発途上国の小規模生産者・労働者の持続可能な開発を促進することを目指して設計。基準は、「生産者の対象地域」、「生産者基準」と「トレーダー（輸入・卸・製造組織）基準」、「産品基準」で構成。全ての基準で、経済・社会・環境を原則としている	2015年にバリーカレボー社が設立した非営利団体、ココアホライズン財団が提供する認証。カカオ生産者における児童の保護、生産者コミュニティ構築を支援する成果重視型プログラムを提供。バリーカレボーグループまたはその他企業からの寄付及びココアホライズン認証チョコレート・ココア製品のプレミアム部分の13%程度にあたる一般管理費が財源
URL	https://www.rainforest-alliance.org/ja/	https://www.fairtrade.net	https://www.cocoahorizons.org/ja

③ 持続可能性に配慮した第三者認証の活用

制度	ISPO認証 	MSPO認証 	RSPO認証 
運営団体	ISPO委員会	マレーシアパーム油 認証審議会 Malaysian Palm Oil Certification Council (MPOCC)	持続可能なパーム油のための円卓会議 Roundtable on Sustainable Palm Oil (RSPO)
対象品目	パーム油、パーム核油	パーム油、パーム核油	パーム油、パーム核油
概要	7つの原則（法令順守、プランテーションのベストプラクティスの採用、環境・天然資源及び生物多様性の管理、労働責任、社会的責任及び市民経済のエンパワメント、透明性の適用、持続可能な事業の改善）に基づき運営。まずは生産者の技術・知識の底上げなど生産認証の整備に注力	内容はRSPOと同様。但し、初め多くの生産者が遵守可能な指標を設定し、徐々に指標を高めていく方針。次の改訂で、強制労働対応、高い保全価値(HCV)の採用、アブラヤシの新規開発への配慮、新規植林の要求、腐敗防止システムとメカニズム、等が導入される見込み	8つの原則（透明性確、法令遵守、経済・財政的支援、生産時等におけるベストプラクティスの採用、環境、資源及び生物多様性の保全、農園、工場の労働問題及び地域住民への配慮、新規農園開発での配慮、継続的改善）に沿って運営
URL	https://www.indonesiapalmoilfacts.com/ispo/	https://mspo.org.my/	https://rspo.org/

③ 持続可能性に配慮した第三者認証の活用

制度	アメリカ大豆サステナビリティ 認証プロトコル (SSAP) 	GAP認証 	有機JAS制度 
運営団体	アメリカ大豆輸出協会 (U.S. Soybean Export Council: USSEC)	- 一般財団法人日本GAP協会 (ASIAGAP及びJGAP) - フードプラス (GlobalG.A.P)	- 農林水産省 - 財務省 (有機酒類)
対象品目	大豆	農産物	農産物、畜産物、藻類など
概要	米国産大豆が環境負荷を抑えた持続可能な方法で生産・管理されていることを証明する認証。2013年設立。生物多様性と炭素貯蔵、生産活動、労働者と地域社会の福祉、環境保護の継続的改善の4つの基準を満たすことが求められる	食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の5分野について、農業生産の各工程の実施、記録、点検、及び評価を行うことによる持続的な改善活動を実施していることを認証する制度。日本では、日本GAP協会が運営するASIAGAP及びJGAP、フードプラスが運営するGlobalG.A.Pの3種類の認証が普及している	JAS法（日本農林規格等に関する法律）に基づき、農薬や化学肥料などの化学物質に頼らないことを基本とし、環境への負荷をできる限り低減して生産された食品を認証する制度
URL	https://ussoybean.jp/ssap	https://jgap.jp/gap/	https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_ki_kaku/yuuki.html

(出所) みずほリサーチ&テクノロジーズ「令和4年度新事業創出・食品産業課題解決対策事業のうち持続可能な原料調達先進事例把握及び対応促進等委託事業報告書」2023年3月及び各認証ウェブサイト参照。

③ 持続可能性に配慮した第三者認証の活用

制度	MSC認証 	ASC認証 	MEL（マリン・エコラベル・ジャパン）認証 
運営団体	海洋管理協議会 (Marine Stewardship Council: MSC)	水産養殖管理協議会 (Aquaculture Stewardship Council: ASC)	(一社) MEL協議会 (Marine Eco-Label Japan Council)
対象品目	天然水産物（魚類・貝類・甲殻類）	養殖水産物	天然水産物、養殖水産物
概要	水産資源と環境に配慮し適切に管理されたMSC認証を取得した漁業で獲られた天然の水産物につけられるラベル	環境に負担をかけず地域社会に配慮して操業している養殖業に対する認証マーク	日本発の水産エコラベル認証制度で、水産資源の持続性と環境に配慮している事業者（漁業・養殖業）を第三者が審査し認証する。MEL認証には①漁業認証、②養殖認証、③流通加工段階（CoC）認証の3種類がある。
URL	https://www.msc.org/jp	https://jp.asc-aqua.org/	https://www.melj.jp/

（出所）各認証ウェブサイト参照。

Appendix I .

国内の食品企業の実績事例

調達に関するグループポリシー

味の素グループ
制定日：2006年5月31日
改定日：2013年11月11日
改定日：2018年3月1日

私たちは、すべての購買取引において、公正・公平・透明・簡素を心掛け、お客様をはじめ、すべてのステークホルダーの方々から信頼を得られるよう、お取引先をビジネスパートナーとして、法令を順守し、契約を履行し、合理的に業務を遂行します。

1. 順法・購買倫理

- 購買取引に関連する関係各国の法令、ルールを順守し、合わせて「味の素グループポリシー」、その他該当する社内諸基準に則り良識ある行動をします。
- 購買取引においてお取引先との契約を誠実に履行します。
- 購買取引において知り得た情報については、その重要性をよく理解し、機密保持に努めます。
- 購買取引は、公正・公平・透明・簡素な業務手順により行います。

(出所) 味の素株式会社ウェブサイト、
https://www.ajinomoto.co.jp/company/jp/activity/policy/procurement_policy.html。

2. 購買取引の原則

- 経済的な合理性に基づき、適正価格での取引を行います。
- 取引先選定にあたっては、価格、品質、納期の他、技術力、安全性、実績等も合わせ総合的に検討し、決定します。不採用の場合、要望によりその理由を説明します。
- 購買取引は原則として複数見積比較（入札等）に拠ります。
- 新規取引希望については門戸開放を原則とし、採用基準を満たした候補について適当な取引先選定の機会に参加していただきます。
- お取引先と共同でのコストダウン取り組みについては評価採用のルールを定めて積極的に推進します。

3. 購買取引におけるCSRの実践

- 原材料等の購買取引は、商品の品質・安全性確保のため該当する法令、「品質に関するグループポリシー」および関連する諸基準を適用します。
- 直接購買する対象が、その生産、流通において、地球環境の保全に配慮されており、児童労働や強制労働等の人権侵害に関わるものでないことを確認します。

4. お取引先への要請

- 本「調達に関するグループポリシー」、ならびに「サプライヤー取引に関するグループポリシー」の趣旨の理解と、共にサプライチェーンを構成するビジネスパートナーとしての協力を要請します。
- 経済合理性に裏付けられた合理化等各種提案の促進を要請します。
- お取引先に対し、コンプライアンス、人権、労働・安全、環境、品質・安全等の期待事項を明示し、協働してCSRを実践していくことを要請します。

食品企業の取組事例

味の素株式会社

食品
調味料

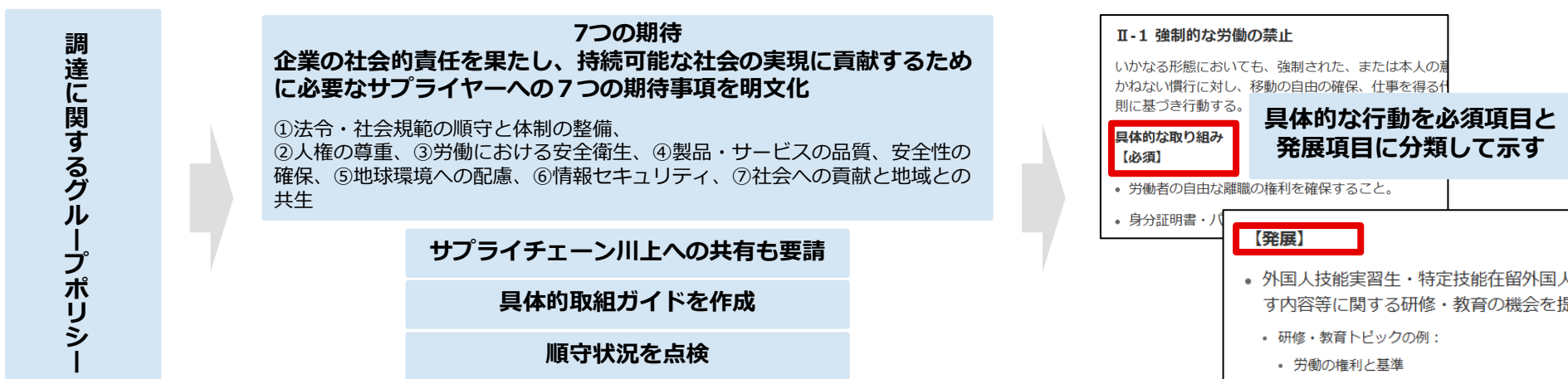
ポリシー
整備

サプライヤー取引に関するポリシーの整備

- 持続可能性に配慮した調達へのコミットメントとして「調達に関するグループポリシー」を2006年に制定（2013年、2018年に改定）。また、国際基準を参照して「サプライヤー取引に関するグループポリシー」を2018年に制定（2022年、2024年に改定）し、取締役会・経営会議の承認を経て発表。
- 「サプライヤー取引に関するグループポリシー」では7つの期待事項を規定。「サプライヤー取引に関するグループポリシーガイドライン」では取引先に求める具体的な行動を定めています。具体的な行動は必須項目または発展項目に分類して示されています。
- 取引先にはこれらのポリシーの趣旨の理解と協力を求めており、「お取引先様説明会」で協働を依頼しています。

サプライヤー取引に関するグループポリシー

サプライヤー取引に関する グループポリシーガイドライン



食品企業の実践事例

キリンホールディングス株式会社

紅茶

第三者認証

生産者支援

レインフォレスト・アライアンス認証取得支援

レインフォレスト・アライアンス認証については21頁参照

- キリングroupは、スリランカの紅茶葉生産地域全体をより持続的にするために、紅茶葉農園の「レインフォレスト・アライアンス認証」取得を支援しています。
- キリンビバレッジ(株)の主力商品「キリン 午後の紅茶」には世界有数の紅茶葉生産国であるスリランカの茶葉を使っています。
- 「キリン 午後の紅茶」にとってスリランカの質のよい紅茶葉は欠かせません。キリングroupは国際認証の取得支援を通じて、スリランカの紅茶葉生産がより環境にも人にもやさしいサステナブルなものになるようにサポートしています。

レインフォレスト・アライアンス認証取得支援の全体の構図



食品企業の取組事例

株式会社アサヒコ

大豆

第三者認証

第三者認証大豆を使った商品開発

SSAP認証については
23頁参照

- アサヒコは、たんぱく質格差社会を無くすという事業目的から「TOFFU PROTEIN」シリーズを展開しています。
- 同シリーズでは、植物原料である大豆・豆腐を活かすことで、美味しくたんぱく質が摂取しながら、環境へのやさしさを両立した商品づくりをしています。
- 人と地球にやさしい未来の豆腐という事業コンセプトを体現する原材料として、持続可能な農法によって生産・管理されたことが保証されたSSAP認証大豆を調達しています。
- 商品にSSAP認証マークを表示することで、同社がアメリカ大豆を使う理由と、SSAP認証の理念を消費者に伝えるきっかけにしています。

SUSTAINABLE
U.S. SOY®

商品へのSSAP認証マークの表示



(出所) 株式会社アサヒコ「豆腐市場に新風を吹き込んだ『TOFU BAR』 大豆食文化を世界へ！」2023年をもとに作成。

食品企業の取組事例

株式会社ニッスイ

水産物

第三者認証

認証水産物（水産エコラベル）の調達を増やす

MSC認証とASC認証
については24頁参照

- 海の資源は限りがあり、このまま対策をしないと海の資源が枯渇して、さまざまな問題が発生してしまいます。ニッスイグループは水産資源の持続可能性向上に取り組んでおり、その一つとして、MSC認証やASC認証など国際的に持続的であることが保証された水産物の調達を進めています。
- ニッスイグループは、2030年度までに調達する水産物の100%を持続可能性が確認できるものにするという目標を掲げています。また、持続可能な認証水産物そのものが増えるよう、水産エコラベルの普及活動も積極的に行っています。
- MSC認証水産物の普及貢献が認められ、MSCジャパン・アワード2024に選出されました。



（出所）株式会社ニッスイウェブサイト等をもとに作成。

食品企業の取組事例

株式会社伊藤園

茶

生産者支援

茶産地育成事業

- お茶の農園では、高齢化による後継者不足が深刻な問題になっています。そんなお茶農家の課題解決のために、(株)伊藤園は1976年に「茶産地育成事業」を始めました。
- 契約農地から茶葉を全て買い取ったり、荒れた農地を茶園に造り変えたりするなど、日本の農業のサポートに取り組んでいます。最近は茶農業のための技術開発にも力を入れています。
- 契約栽培された茶葉は同社の主力商品「お〜いお茶」などで使用されています。

契約農家と伊藤園の関係性



(出所) 伊藤園、https://www.itoen.co.jp/tea_producing/contract/。

食品企業の取組事例

株式会社 明治

カカオ

生産者支援

メイジ・カカオ・サポート（MCS）

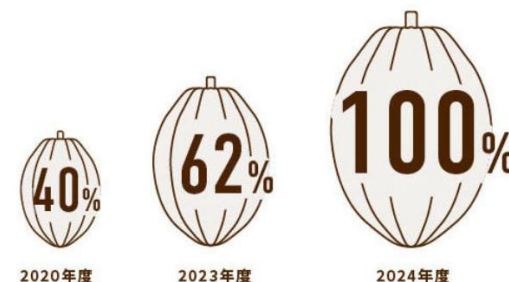
明治独自のカカオ農家支援活動「メイジ・カカオ・サポート」

- (株)明治は2006年から独自のカカオ農家支援活動「メイジ・カカオ・サポート（MCS）」に取り組んでいます。
- カカオ豆生産の持続可能性を高めるために、産地に直接足を運んだり、さまざまなパートナーと協働したりしながら、カカオ豆の品質向上への技術支援や農家の生活向上、地域の環境保全・回復などの社会課題解決に取り組んでいます。
- また、持続可能なカカオ豆生産を目指して、調達先の農園までのトレーサビリティの確立、児童労働ゼロ、森林減少ゼロを目標に掲げ、課題解決に取り組んでいます。



「明治サステナブルカカオ豆」の調達比率100%達成

- 2026年度までにMCSで農家支援を実施した地域で生産されたカカオ豆「明治サステナブルカカオ豆」の調達比率100%を目標として取り組みを進めてきましたが、2024年度に前倒しで実現しました。



(出所) 株式会社明治ウェブサイト等をもとに作成。

食品企業の取組事例

有楽製菓株式会社

カカオ

生産者支援

スマイルカカオプロジェクト

- 「作る人も食べる人も、みんなが笑顔になるように」という思いを含め、有楽製菓(株)は2019年に『スマイルカカオプロジェクト』を立ち上げました。メーカーよりカカオ原料を購入する際、通常より高い値段で購入しその資金を活用して頂き、カカオの栽培技術を指導したりすることで生産者の暮らしを改善し、子どもたちが働く必要のない環境づくりを目指しています。
- 2022年には主力商品「ブラックサンダー」に使用するカカオ原料の全てを、2024年には有楽製菓のチョコレート商品に使用するカカオ原料の全てを児童労働ゼロに取り組む原料（スマイルカカオ）に変更しました。

スマイルカカオプロジェクトの ロゴマーク



【取組開始の経緯と実現までの苦労】

- 同社会長が児童労働問題に取り組むNPOから西アフリカのカカオ豆生産に児童労働が関わっている実態を聞いてショックを受けたことを契機に「何か出来ないか」と考え、本プロジェクトをスタート。取組を始めた当初、何から手を付けたら良いか分からなかったが、社内に「児童労働問題を考える会」を発足し、話し合いを重ねた。
- サプライヤーからの調達において「児童労働への配慮」という条件を設け、それに合致した原料のみを調達してもらっている。取組をはじめた2010年代後半は児童労働問題への関心は高くなく、サプライヤーに当時相談したときの反応は「日本ではそんなテーマに対する社会的な要望が少なく、対応していくのは難しい」と否定的であった。希望に叶う対応ではなかったためやむを得ず、サプライヤーを変更することとした。

（出所）MURC「令和4年度食品企業の「ビジネスと人権」に係る取組等の実態調査委託事業」報告書（農林水産省委託事業）84-86頁

（出所）株式会社有楽製菓ウェブサイト等をもとに作成。

Appendix II.

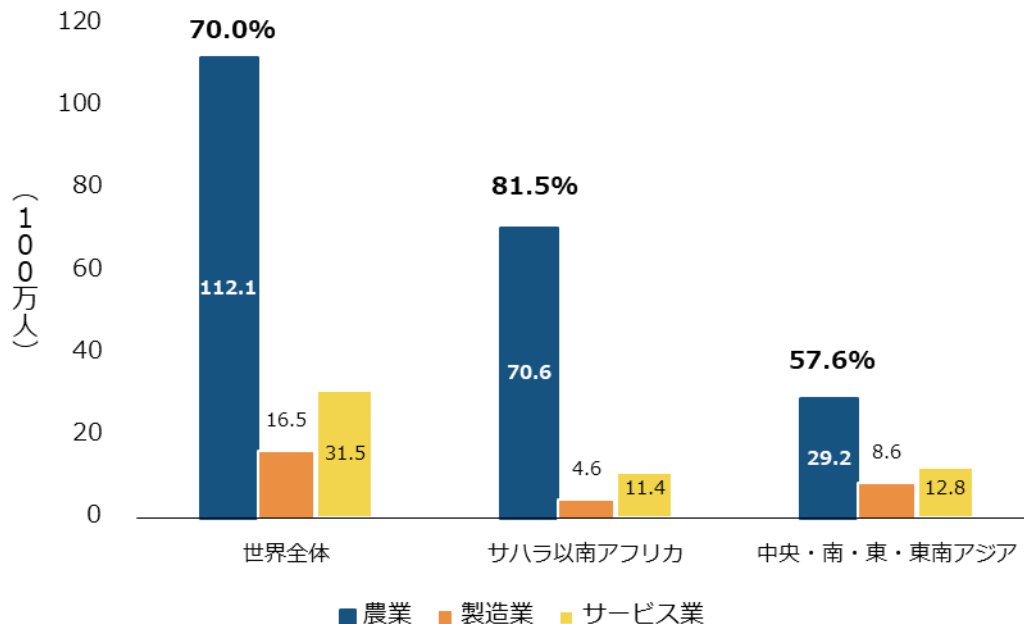
参考資料

食品産業と児童労働のかかわり

世界の児童労働の下にある5歳から17歳の子どもの7割（1億1,210万人）が農業セクターで働いています

- 国際労働機関（ILO）と国際児童基金（UNICEF）の報告書によると、**世界では1億6,000万人の児童労働**の下にある子どもがいますとされています（2020年）。これは全世界の子どもたちのほぼ10人に1人に相当します。
- その**7割**にあたる**1億1,210万人**が**農業セクター**で働いているとされています。
- 日本の食品企業が原材料等を輸入する**アフリカやアジア**でも農業セクターで働いている児童が多いことがわかります。

児童労働の下にある子どものセクター別の人数と割合
(2020年、単位：100万人)



※割合は各地域における農業セクターが占める児童労働で働く子どもの割合を示す。

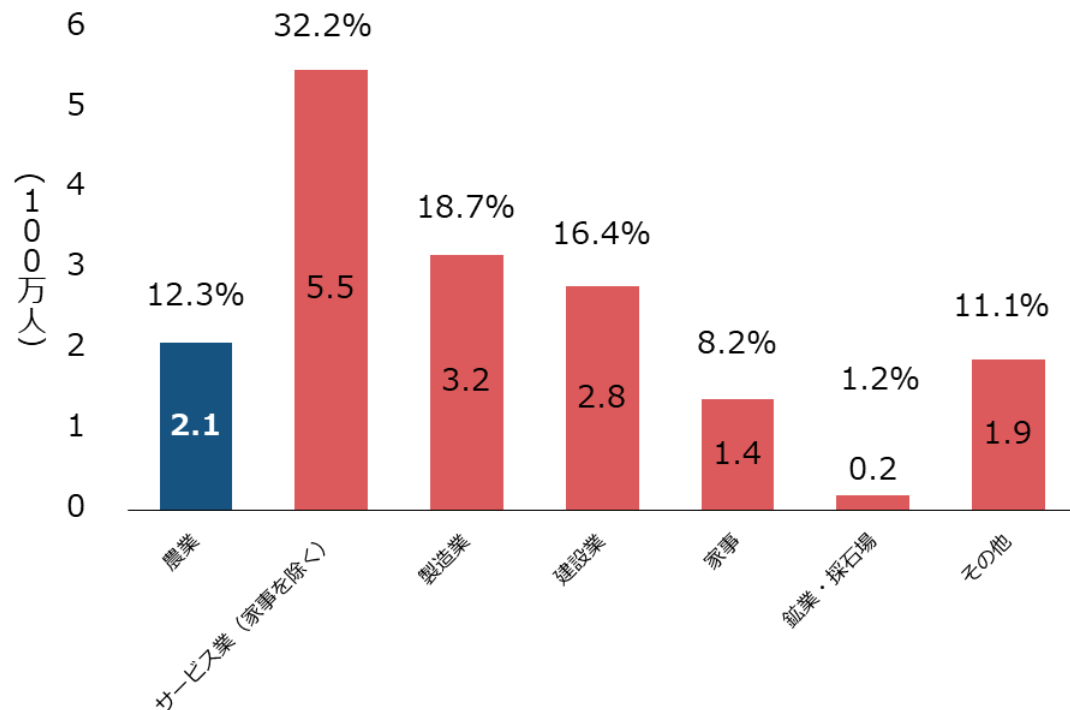
(出所) ILO and UNICEF, Child Labour: Global Estimate 2020, Trends and the Road Forward, 2021, p.38 (一部変更)。

食品産業と強制労働のかかわり

農業セクターでも強制労働下に置かれている労働者が多数存在し、食品企業は注意して原材料を調達することが重要です

- ILOによると、2021年において**世界で2,760万人が強制労働**の下にあります。性的搾取を除く強制労働の下にある成人は**1,730万人**存在し、その**12.3%**に相当する**210万人**が**農業セクター**で働いています。
- 食品産業の川上に位置する**農業セクター**で強制労働の下にある労働者が多いことから、食品企業は**調達する原材料の生産現場（特に海外）**で強制労働が発生していないか注意する必要があります。

セクター別に見た強制労働の下で働く成人労働者数と割合
(2021年、性的搾取を除く、単位：100万人)



※割合は各セクターが占める成人の強制労働者の割合を示す。

(出所) ILO and UNICEF, Child Labour: Global Estimate 2020, Trends and the Road Forward, 2021, p.38 (一部変更)。

児童労働や強制労働のリスクがあるとされる食品の原材料

児童労働や強制労働は世界中に多くの産品に見られます
これらの原材料を調達している企業はサプライチェーンの中でこれらの問題が発生しないか、確認
しましょう

	児童労働が指摘されている産品の例	強制労働が指摘されている産品の例
農作物	カカオ、珈琲、紅茶、ヒマワリ、花、パーム油、スパイス（クローブ、バニラ）、小麦、米、とうもろこし、バナナ、メロン、柑橘系フルーツ、ブルーベリー、葡萄、キャッサバ、ジャガイモ、カシューナッツ、ヘーゼルナッツ、ブラジルナッツ、栗、豆、オリーブ、サトウキビ、嗜好品（タバコ、ケシ、カート）、キャベツ、きゅうり、タマネギ、トマト、ニンニク、ブロッコリー、レタス	珈琲、紅茶、パーム油、バナナ、イチゴ、柑橘系フルーツ）、ブラジルナッツ、サトウキビ、タバコ、トマト、米、とうもろこし、胡椒）
畜産物・魚介	エビ、魚、牛、豚、鶏、羊、山羊	エビ、魚、貝、牛、羊、山羊

（出所）経済産業省「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参考資料（別添1）参考資料」2023年4月、66頁等をもとに作成。

食品産業と環境問題のかかわり

食品やその原材料となる農産物生産の過程で様々な環境への悪影響が発生するとともに、環境の悪化が食品・農産物生産に打撃を与えています

■ 食品産業が環境に与える影響 □ 食品産業が各課題から受ける影響

課題	食品産業と課題との関係
気候変動	■ 事業活動に伴うGHG排出による温暖化の進行 □ 高温による農産物の品質低下 □ 災害の多発や降雨量増加等による災害の激甚化により農林水産物生産に大きな打撃 □ 世界平均気温が2℃上昇すると、10年に1回発生するような極端な高温や大雨の頻度がそれぞれ5.6倍と1.7倍。また、農産物の収量減少や家畜の成長低下、害虫や疫病の発生・被害増、渇水の深刻化、大雨による河川氾濫などが発生
自然・生物多様性の保全	■ 人間の活動によって自然生態系は推定可能な最も初期の状態から平均47%減少、推計100万種の生物種が絶滅の危機 ■ 食品企業は製造・加工プロセス、製品、原材料生産に用いる水資源や原材料である農畜水産物といった自然の恵みを利用して事業活動を行っている ■ パーム油、カカオ、コーヒー豆などの輸入原材料生産に伴う農地開発が森林減少の大きな原因 □ 生物多様性の損失により原材料の生育に支障をきたし、原材料調達が困難になる
水産資源管理	■ 2019年時点で、世界の水産資源の35.4%が自然の再生速度を上回る過剰漁獲状態 ■ 不適切な漁獲方法や漁具の廃棄・投棄による生態系への悪影響 ■ 養殖場での飼料・糞尿等による汚染や養殖魚の脱走による近隣海域の生態系への悪影響 □ 水産資源管理の不足により調達可能な水産資源が減少

(出所) 農林水産省「SDGs×食品産業」<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sdgs/index.html>；農林水産省「食品企業のためのサステナブル経営に関するガイダンス」令和5年（2022年）3月を
もとに作成。

農林水産省が取りまとめたお役立ち資料

食品産業の企業の皆さまの持続可能性に配慮したビジネス活動を後押しするために農林水産省が取りまとめたガイダンスや手引きも参照してください

- 食品産業の企業の皆さまの持続可能性に配慮したビジネス活動を後押しするために農林水産省が取りまとめたガイダンス等の一部を紹介します。次頁にも役立つリンク集を掲載しています。

持続可能性に関する情報開示についてもっと知りたい方に

食品企業のための サステナブル経営に関するガイダンス

目標設定・情報開示のための手引き

令和5年3月
農林水産省
大臣官房 新事業・食品産業部
新事業・食品産業政策課 ファイナンス室

人権尊重の取組についてもっと知りたい方に

食品企業向け人権尊重の取組のための手引き

令和5年12月
農林水産省
大臣官房新事業・食品産業部
MAFF
Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries
農林水産省

- 農林水産省は、食品企業の持続可能性に配慮した経営を進めるため、「食品企業のためのサステナブル経営に関するガイダンス」を取りまとめました（令和5年（2023年）3月）。
- このガイダンスでは、食品企業に関わりが深い環境・社会課題ごとに、取組に係る目標設定、具体的な取組方法、情報開示の方法等を取りまとめています。

↓ ガイダンスへのアクセスはこちら

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/fund/esgitakuR4.html>

- 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」で示された内容について、食品産業（主に食品製造業）において実際に取り組めるように、農林水産省において「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」を取りまとめました（令和5年（2023年）12月）。
- 手引きでは人権尊重の取組の基本に加えて、食品産業でとりわけ重要と思われる人権リスクの基本が学べるようになっていきます。

↓ 手引きへのアクセスはこちら

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kokusaihan/jinkentebiki.html>

参考情報・リンク集

●政府ガイドライン等

- 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」
<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>
- 経済産業省「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料」
<https://www.meti.go.jp/press/2023/04/20230404002/20230404002.html>

●官公庁のウェブサイト

- 外務省「ビジネスと人権ポータルサイト」 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bhr/index.html>
- 経済産業省「ビジネスと人権～責任あるバリューチェーンに向けて～」
<https://www.meti.go.jp/policy/economy/business-jinken/index.html>
- 農林水産省「ビジネスと人権」
https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kanren_sesaku/business_and_human_rights.html
- 農林水産省「食料・農林水産業の気候関連リスク・機会に関する情報開示（入門編）【第2版】」
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/climate/attach/pdf/visual-89.pdf>
- 法務省「ビジネスと人権」 https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00090.html
- 法務省「今企業に求められる『ビジネスと人権』への対応（詳細版）（「ビジネスと人権に関する調査研究」報告書）」2021年
※企業が尊重すべき人権の分野についての解説等 <https://www.moj.go.jp/content/001417137.pdf>

●各種機関のウェブサイト

- ジェトロ「特集 サプライチェーンと人権」 https://www.jetro.go.jp/world/scm_hrm/
- ジェトロ「世界のESG関連法規制・政策動向」 <https://www.jetro.go.jp/biznews/feature/esg2022.html>

●国際機関・各国政府

- ILO, ILO Helpdesk for business on international labour standards <https://www.ilo.org/ilo-helpdesk-business-international-labour-standards>
- OECD「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」 <https://mneguidelines.oecd.org/OECD-Due-Diligence-Guidance-for-RBC-Japanese.pdf>
- OECD「責任ある農業サプライチェーンのためのOECD-FAOガイダンス」 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100100155.pdf>
- 国連広報センター「ビジネスと人権に関する指導原則」
https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/
- Responsible Sourcing tool（米国国務省、Verite） ※業種や製品・サービスごとに児童労働・強制労働のリスクをマッピングするWebツール
<https://www.responsiblesourcingtool.org/explorerisk>
- CSR RISK Check（オランダ外務省、MVO） ※製品・サービスと国ごとに環境・人権リスク（定性的な情報中心）をまとめてレポート化できるWebツール <https://www.mvorisicochecker.nl/en>